

高知市パートナーシップ登録制度

手引き



高知市



高知市にじいろのまち宣言

～ 多様な性を認め合うまちへ～

にじいろのまちは、一人ひとりの性のあり方が尊重され、だれもがそれぞれの個性や生き方をお互いに認め合い支え合うまちです。

高知市は、性のあり方に関わるあらゆる差別や偏見をなくし、だれもが自分らしく安心して暮らせる、そんなにじいろのまちをめざすことを、ここに宣言します。

令和2年11月24日

高知市長 岡崎誠也



目次

1 パートナーシップ登録制度について

パートナーシップ登録制度について	1
申請することができる方（登録対象者）	2

2 手続き方法

申請から交付までの流れ	3
申請に必要な書類	4

3 登録後の届出等

変更等の届出	5
登録の抹消について	5
登録証の返還	6
登録証明書の交付	6
登録証の再交付	6

4 Q&A

Q & A	7
-------	---

高知市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱

高知市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱	10
-------------------------	----

1 パートナーシップ登録制度について

高知市は、「高知市人権尊重のまちづくり条例」の理念に基づき、性のあり方に関わる差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会の実現を目指して、令和2年11月に「高知市にじいろのまち宣言」を行いました。

「にじいろのまち」とは、「性の多様性」を虹のグラデーションになぞらえ、一人ひとりの性のあり方が尊重され、誰もがそれぞれの個性や生き方をお互いに認め合い支え合うまちを表現したもので、そうしたまちの実現に向け、市では様々な取り組みを進めています。

この「高知市パートナーシップ登録制度」も、そのひとつです。

この制度は、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合う関係にある二人が、その関係性（パートナーシップ）を市に登録することができる制度で、市は、登録の事実を公的に証明します。

パートナーシップ登録は、市の要綱に基づいて実施するため、法律上の効果（婚姻、相続、税金の控除など）が生じるものではありませんが、多様な性のあり方に対する社会的理解が深まり、差別や偏見、ハラスメントなどの解消につながっていくことを期待しています。



申請をすることができる方（登録対象者）

パートナーシップの関係にあり、次の要件をすべて満たしているお二人

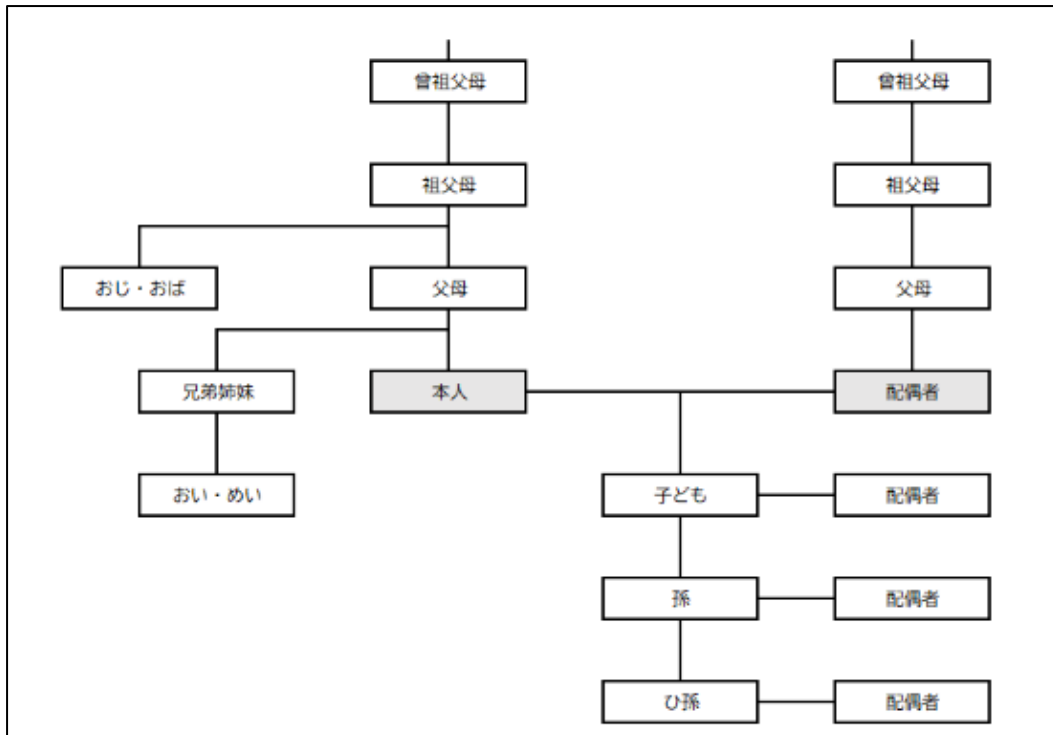
- (1) 成年※₁であること
- (2) 双方にパートナーシップ登録を受ける意思があること
- (3) 配偶者がいないこと
- (4) 登録される方以外の方とパートナーシップ関係にないこと
- (5) 高知市民であること
- (6) 近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族等※₂）の関係でないこと
- (7) 養親子等の関係でないこと

※1 民法第4条（成年）

年齢20歳をもって、成年とする。

（民法の改正により令和4年4月1日以降は満18歳となる予定です。）

※2 三親等内親族図



2 手続き方法

申請から交付までの流れ

①事前予約

申請を希望する日の1週間前までに、電話でご連絡ください。

申請日時調整、必要書類の確認等を行います。

- ・連絡先 人権同和・男女共同参画課
- ・直通電話番号 088-823-9449
- ・予約受付時間 平日8:30~17:15
- ・申請対応時間 平日9:00~16:30
- ・申請場所 高知市役所本庁舎

個室での受付もできますので、ご希望の方はお申し出ください。

②登録申請

必要書類(P4)を持参のうえ、二人そろってお越しください。

内容確認

本人確認や申請内容、要件を満たしているか、等の確認をします。

③登録

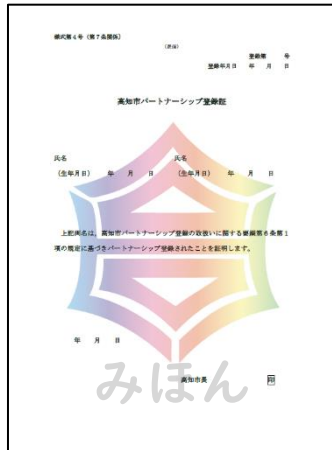
市長がパートナーシップ登録が適当と認めたときは、高知市パートナーシップ登録簿に登録します。

申請を受け付けてから登録まで、数日かかります。

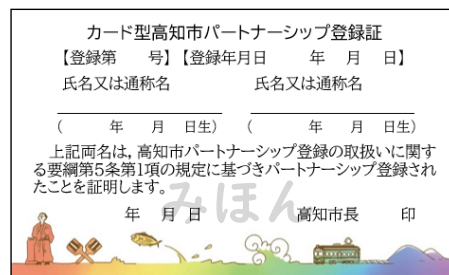
④登録証の交付

「高知市パートナーシップ登録証」(A4判と携帯カードの2種類)を交付します。

登録証は郵送することもできます。



【登録証 (A4判)】



【携帯カード】

申請に必要な書類

次の(1)～(4)のすべて

(1)高知市パートナーシップ登録申請書(様式第1号)

… 申請場所に準備しています

(2)世帯全員の住民票の写し(申請日前3か月以内に発行されたもの)

(3)結婚していないことが分かる書類

… 戸籍抄本、独身証明書など(申請日前3か月以内に発行されたもの)

(4)本人確認書類

… 運転免許証、パスポート、個人番号カード(マイナンバーカード)、在留カードなど、本人の顔写真が添付された官公署発行のもの

戸籍上の氏名と併せて通称名を登録することを希望する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かる書類(郵便物・社員証等)も必要です。

その他、市長が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

3 登録後の届出等

変更等の届出

次の場合は、「高知市パートナーシップ登録事項変更等届」（様式第4号）に必要な事項を記入し、提出をしてください。

届出の手続きは、登録者のどちらか一人で行うことができます。

- (1) 申請時に提出した申請書の記載事項に変更があったとき
… 住所・氏名（通称名を含む）が変わった場合など
- (2) パートナーシップ関係が解消されたとき
- (3) 登録者の一方または双方が市外へ転出したとき
- (4) 登録者のいずれか一方が婚姻し、もしくは他の者とパートナーシップを有することとなったとき
- (5) 登録者の一方が死亡したとき

登録の抹消について

次の場合は、パートナーシップ登録を抹消します。

(1) 変更届に基づく抹消

変更届があった場合、市内での住所の異動と氏名（通称名を含む）の変更を除き、パートナーシップ登録を抹消します。

ただし、登録者の一方のみが転勤、親族の看病その他やむを得ない理由により一時的に市外へ転出した場合は、抹消の対象とはなりません。

(2) 要綱に基づく抹消（次のいずれかに該当したときは、登録を抹消する場合があります）

- ・登録者の一方または双方が市外へ転出したとき（登録者の一方のみが転勤、親族の看病その他やむを得ない理由により一時的に市外へ転出したときを除

く。)

- ・いずれか一方が婚姻し、もしくは他の者とパートナーシップを有することとなったとき
- ・登録者の一方が死亡したとき
- ・偽りその他の不正の手段によりパートナーシップ登録を受けたことが判明したとき
- ・登録証、携帯カードまたは登録証明書を不正に利用したことが判明したとき

登録証の返還

登録が抹消された場合は、所有する登録証・携帯カードは高知市に返還してください。

ただし、死亡を理由とする場合は、お亡くなりになった方の携帯カードのみ返還してください。

登録証明書の交付

第三者にパートナーシップ登録をしていることを証明する書面の提出が必要な場合などに、登録証明書を交付することができます。

「高知市パートナーシップ登録証明書交付申請書」(様式第5号)に必要事項を記入の上、提出してください。

手数料(高知市収入証紙(400円))が必要です。

登録証の再交付

登録証の紛失、破損等により再交付を希望する場合は、「高知市パートナーシップ登録証等再交付申請書」(様式第7号)に必要事項を記入の上、提出してください。

4 Q&A

Q 1 パートナーシップとはどういう関係ですか。

A お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約束した関係をいいます。

Q 2 登録申請の際や登録後、プライバシーは守られるのでしょうか。

A 申請の時は、希望があれば個室で対応します。
登録後は、高知市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。不安なことや不明な点があれば、お気軽にご相談ください。

Q 3 パートナーシップ登録は婚姻とどう違うのでしょうか。

A 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利・義務が発生しますが、パートナーシップ登録は、市の要綱に基づいて実施するため、法的効力はありません。
また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q 4 登録申請に、費用はかかりますか。

A 登録申請に費用はかかりませんが、提出していただく必要書類の取得にかかる費用は自己負担となります。
なお、パートナーシップ登録証明書の交付については、手数料（高知市収入証紙（400円））が必要です。

Q 5 通称名は登録できますか。

A 戸籍上の氏名と併せて通称名を登録できます。その場合は、通称名を日常的に使用していることがわかる書類（通称名宛に届いた郵便物や社員証等）の写しをご提出ください。

Q 6 登録証はすぐに交付されますか。

A 登録申請後、書類を確認のうえ、登録を行います。
なお、申請から登録証交付までには数日かかります。

Q 7 登録証はどこで利用できますか。

A 市では、登録証を提示することで利用できるサービスを検討していくとともに、民間事業者や市民の皆さまに対しても、登録証の利用等について、周知啓発を進めていきます。

Q 8 ほかにの人に代理で申請をしてもらえますか。

A 登録申請には、原則として、登録申請者がお二人そろってお越しく下さい。

Q 9 なりすましや偽装等の悪用をされませんか。

A 登録申請の際には、登録申請者の本人確認を行うため、身分証明書の提示を求めるなど、なりすましを防ぎ、また、独身であることを証明する書類を提出いただいたうえで、登録します。

また、偽りその他の不正な手段によりパートナーシップ登録を受けた場合や、登録証等の不正利用が判明した場合は、登録を抹消します。

Q10 市外に転出するときは、手続きが必要でしょうか。

A 変更届を提出してください。一方又は双方が市外に転出した場合、登録は失効します。

ただし、一方が転勤、親族の看病やその他のやむを得ない事情で一時的に市外に転出する場合は、登録は継続されますので、ご相談ください。

Q11 登録申請は平日のみしかできませんか。

A 登録申請は、平日の9:00~16:30に行います。

登録日は、原則として申請日と同じ日になりますが、申請日以降でお二人の希望日を登録日とすることも可能ですので、ご相談ください。

高知市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱

高知市告示第19号

高知市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱を次のように定める。

令和3年2月1日

高知市長 岡崎 誠也

高知市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人一人の性の在り方が尊重され、誰もがそれぞれの個性、生き方等を互いに認め、かつ、支え合うまちづくりを目指すため実施するパートナーシップ登録の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同生活 日常の生活において、二人の個人が互いに経済的又は物理的及び精神的に協力することをいう。
- (2) パートナーシップ 二人の個人が互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を現に行い、又は行うことを約束している関係をいう。
- (3) パートナーシップ登録 市長がパートナーシップにある二人の個人について、申請により、高知市パートナーシップ登録簿（以下「登録簿」という。）に登録をすることをいう。

(登録対象者)

第3条 パートナーシップ登録の対象となる者（以下「登録対象者」という。）は、パートナーシップにある二人の個人で、当該者の双方が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次条第1項の申請の日において成年に達している（民法（明治29年法律第89号）第753条の規定により成年に達したものとみなされる場合を含む。）こと。
- (2) パートナーシップ登録を受ける意思を有すること。
- (3) 配偶者がいないこと。
- (4) 当該パートナーシップの相手方以外にパートナーシップにある者がいないこと。
- (5) 本市の住民基本台帳に記録されていること。

2 前項の規定にかかわらず、登録対象者が直系血族又は3親等内の傍系血族の関係（養子と養方の傍系血族の関係を除く。）にある場合は、パートナーシップ登録の対象としない。民法第817条の9の規定により親族関係が終了した後も、同様とする。

3 第1項の規定にかかわらず、登録対象者が直系姻族の関係にある場合は、パートナーシップ登録の対象としない。民法第728条又は第817条の9の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

(登録の申請)

第4条 パートナーシップ登録を受けようとする者は、登録対象者の双方が連署した高知市パー

トナーシップ登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、原則として登録対象者双方が同時に来庁して行うものとする。

（パートナーシップ登録）

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、パートナーシップ登録の可否を決定し、適当と認めるときは、登録簿に登録するものとする。

2 市長は、パートナーシップ登録をしたときは、高知市パートナーシップ登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）及びカード型高知市パートナーシップ登録証（様式第3号。以下「携帯カード」という。）を交付するものとする。

3 市長は、前条第1項の申請を適当でないと認めるときは、所定の高知市パートナーシップ登録却下通知書により当該申請をした登録対象者の双方に通知するものとする。

（通称名の登録）

第6条 市長は、パートナーシップ登録において、登録対象者が希望する場合にあっては、当該登録対象者の氏名と併せて、通称名（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用していると市長が認めるものに限る。）を登録簿に登録するものとする。

（登録事項の変更等の届出）

第7条 パートナーシップ登録を受けた登録対象者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当したときは、高知市パートナーシップ登録事項変更等届（様式第4号。以下「変更届」という。）により、市長に届け出なければならない。

(1) 申請書に記載した事項に変更があったとき。

(2) パートナーシップが解消されたとき。

(3) 登録者の双方又は一方が市外に転出したとき（登録者の一方のみが転勤、親族の看病その他やむを得ない理由により一時的に市外へ転出したときを除く。）。

(4) 第3条第1項第3号又は第4号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(5) 登録者の一方が死亡したとき。

（登録の変更、抹消等）

第8条 市長は、変更届（前条第1号に該当して届け出られたものに限る。）を受理したときは、その届出があった事項を登録簿に登録するものとする。

2 市長は、変更届（前条第2号から第5号までに該当して届け出られたものに限る。）を受理したときは、パートナーシップ登録を抹消するものとする。

3 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当したときは、パートナーシップ登録を抹消することができる。

(1) 前条第3号から第5号までに該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段によりパートナーシップ登録を受けたことが判明したとき。

(3) 登録証、携帯カード又は次条第1項に規定する高知市パートナーシップ登録証明書を不正に利用したことが判明したとき。

(4) その他登録を継続することが適当でないと市長が認めるとき。

4 前2項の規定によりパートナーシップ登録を抹消された者は、その所有する登録証及び携帯

カードを速やかに市長に返還しなければならない。

(登録証明等)

第9条 登録者は、高知市パートナーシップ登録証明書交付申請書(様式第5号)により市長に申請して、高知市パートナーシップ登録証明書(様式第6号)の交付を受けることができる。

2 前項の規定による交付に関する手数料は、高知市手数料並びに延滞金条例(平成12年条例第3号)に定めるところによる。

3 登録者は、登録証又は携帯カードを紛失、毀損等したときは、高知市パートナーシップ登録証等再交付申請書(様式第7号)により市長に申請して、登録証又は携帯カードの再交付を受けることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

(表面)

様式第1号 (第4条関係)

高知市パートナーシップ登録申請書

年 月 日

高知市長 様

私たちは、高知市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により、パートナーシップ登録を申請します。また、裏面の誓約事項について誓約します。

登録希望日		年 月 日	
申請者	フリガナ		
	申請者氏名 (自署)		
	フリガナ		
	通称名 (通称名の登録を希望する場合のみ記載してください。)		
	住所		
	生年月日		
	電話番号		
代筆者	氏名 (自署)		
	住所		

(裏面)

誓約事項及び同意事項 (内容を確認の上、□にチェックを入れてください。)

誓約事項	<input type="checkbox"/> 申請の内容に偽りが無いこと。 <input type="checkbox"/> お二人が互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を現に行い、又は行うことを約束している関係であること。 <input type="checkbox"/> お二人の双方が本市の住民基本台帳に記録されていること。 <input type="checkbox"/> パートナーシップの相手方以外にパートナーシップにある者がいないこと。 <input type="checkbox"/> 直系血族又は3親等内の傍系血族の関係(養子と養方の傍系血族の関係を除き、民法第817条の9の規定により親族関係が終了した場合を含む。)にないこと。 <input type="checkbox"/> 直系姻族の関係(民法第728条又は第817条の9の規定により姻族関係が終了した場合を含む。)にないこと。
同意事項 (任意)	<input type="checkbox"/> 市の行政サービスの担当課から登録の有無等について問合せがあった際に、情報提供することに同意します。

添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票の写し 次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 独身証明書 <input type="checkbox"/> 婚姻要件具備証明書 <input type="checkbox"/> 通称名の登録を希望する場合は、当該通称名を日常的に使用していることが分かる書類(当該通称名宛に届いた郵便物、社員証等)の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/> 住民票の写し 次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 戸籍抄本 <input type="checkbox"/> 独身証明書 <input type="checkbox"/> 婚姻要件具備証明書 <input type="checkbox"/> 通称名の登録を希望する場合は、当該通称名を日常的に使用していることが分かる書類(当該通称名宛に届いた郵便物、社員証等)の写し <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
本人確認書類	次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他	次のいずれかの書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他

(表面)

様式第2号(第5条関係)

登録第 号
登録年月日 年 月 日

高知市パートナーシップ登録証

氏名又は通称名

(生年月日) 年 月 日

氏名又は通称名

(生年月日) 年 月 日

上記両名は、高知市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第5条第1項の規定に基づき、パートナーシップ登録されたことを証明します。

年 月 日

高知市長

印

(裏面)

■この登録証を提示された皆様へ

高知市は、高知市人権尊重のまちづくり条例の理念に基づき、一人一人の性の在り方が尊重され、誰もがそれぞれの個性、生き方等をお互いに認め合い支え合うまちを目指し、高知市パートナーシップ登録制度を実施しています。

この制度は、何らかの法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを市に申請し、そのパートナーシップについて市が登録した者に対し、高知市パートナーシップ登録証を交付する制度です。

当制度を利用するお二人が、両者の関係性を説明し、理解を得ていくためのものとしてこの登録証を提示することがあります。

登録証の提示を受けた皆様には、制度の趣旨をご理解いただき、サービスの提供等に当たっては、公平かつ適切な対応をしていただくようお願いいたします。

また、登録証を提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく口外することのないようご注意ください。

【氏名（通称名を登録している場合のみ記載）】

通称名		
氏名		

【特記事項】

様式第3号（第5条関係）

（表面）

カード型高知市パートナーシップ登録証	
【登録第 号】【登録年月日 年 月 日】	
氏名又は通称名	氏名又は通称名
_____	_____
(年 月 日生)	(年 月 日生)
上記兩名は、高知市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第5条第1項の規定に基づき、パートナーシップ登録されたことを証明します。	
年 月 日	高知市長 印

（裏面）

高知市パートナーシップ登録制度は、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力し合う関係であることを市に登録したお二人に、登録証を交付する制度です。 この登録証の提示を受けた皆様には、制度の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。	
【氏名（通称名を登録している場合のみ記載）】	
_____	_____
(年 月 日生)	(年 月 日生)
【特記事項】	

備考 大きさは、縦5.5センチメートル、横9.1センチメートルとする。

(表面)

様式第4号(第7条関係)

高知市パートナーシップ登録事項変更等届

年 月 日

高知市長 様

届出者

住所 _____

フリガナ フリガナ
氏名又は通称名(自署) _____

フリガナ
氏名(通称名で登録している場合のみ記載) _____

生年月日: _____年 月 日

代筆者

氏名 _____

住所 _____

次のとおり、高知市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第7条の規定により、登録事項の変更等があったことを届け出ます。

届出の理由(該当する内容の□にチェックを入れ、当該内容を記載してください。)

住所、氏名その他申請時に提出した書類の記載事項に変更があった

・住所 変更前 _____

変更後 _____

・氏名 変更前 _____

変更後 _____

・その他 変更内容 _____

パートナーシップ関係の解消

一方又は双方が市外へ転出した

いずれか一方が婚姻し、又は他の者とパートナーシップ関係を有することとなった

パートナーシップ登録の対象となる要件を満たさなくなった

いずれか一方の死亡

(裏面)

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他
--------	--

(裏面)

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他
--------	--

【収入証紙貼付欄】

高知市パートナーシップ登録証明書

下記の者について、パートナーシップ登録がされていることを証明します。

年 月 日

高知市長

印

記

	登録者	登録者
氏名又は通称名		
氏名 <small>（通称名で登録している場合のみ記載）</small>		
生 年 月 日		
登 録 年 月 日		
登 録 番 号		
住 所 <small>（ 変 更 年 月 日 ）</small>	<small>（ 年 月 日変更）</small>	<small>（ 年 月 日変更）</small>

(表面)

様式第7号(第9条関係)

高知市パートナーシップ登録証等再交付申請書

年 月 日

高知市長 様

申請者

住所 _____

フリガナ フリガナ
氏名又は通称名(自署) _____

フリガナ
氏名(通称名で登録している場合のみ記載) _____

生年月日: _____ 年 月 日

代筆者

氏名 _____

住所 _____

高知市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱第9条第3項の規定に基づき、高知市パートナーシップ登録証等の再交付を申請します。

再交付を希望する理由(該当する内容の□にチェックを入れてください。)

- 紛失
- 毀損
- その他(_____)

再交付を希望するもの(該当する内容の□にチェックを入れてください。)

- 登録証
- 携帯カード _____ 通

(裏面)

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他
--------	--

セクシュアリティはにじいろ

性を構成する主な要素

●からだの性（生物学的な性）

医師発行の出生証明書をもとにした出生届・戸籍上の性

●こころの性（性自認）

自分が認識している性別

●好きになる性（性的指向）

好きになるかならないか、なるとしたらどんな性の人を好きになるか

●ふるまう性（性表現）

服装、髪型、話し方、しぐさなど

人の性のあり方のことをセクシュアリティといいます。

セクシュアリティは、「からだの性（生物学的な性）」「こころの性（性自認）」「好きになる性（性的指向）」「ふるまう性（性表現）」などの要素から形づくられています。

それぞれの要素の中でも、男・女の二つにはっきりと分けられるものではなく、要素の組み合わせもさまざまです。

そのため、セクシュアリティは虹のグラデーションに例えて表現されるように多様で、人の数だけあるとも言われています。

性的指向

好きになる性

Lesbian（レズビアン）

こころの性が女性で、好きになる性も女性

Gay（ゲイ）

こころの性が男性で、好きになる性も男性

Bisexual（バイセクシュアル）

好きになる性が男性・女性の両方

性自認

こころの性

Transgender（トランスジェンダー）

からだの性とこころの性が異なる

LGBTとは 性のあり方の頭文字（左記）を並べた言葉で、性的マイノリティ（性的少数者）の総称の一つとして使われます。

そのほかにも、こころの性（性自認）が男性・女性どちらとも思う、またはどちらか決めずに中性的でいたい「エックスジェンダー」や、自分のセクシュアリティを探している、または決めたくないという「クエスチョニング」など、セクシュアリティを表す言葉はたくさんあります。

性的指向（好きになる性）は、性的な趣味や好みと誤解されがちですが、自分の意思で選んだり変えたりできるものではありません。

LGBTからSOGI（ソジ）へ

SOGIは、性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった言葉です。

性的指向や性自認（SOGI）は、性的少数者（LGBT）だけでなく、すべての人が共通して持っている属性で、一人ひとり異なる性のあり方があるという考え方を示す言葉として、近年広く用いられるようになってきています。

身近にいるのに見えていない

LGBTは、約11人に1人いるという数字があります（2018年電通ダイバーシティ・ラボ調べ）。しかし、周囲の無理解や偏見を恐れて、家族・友人・職場の同僚などに伝えることができない人も多く、その存在に気づかれにくいことから、「自分の周りにはいない」と思われがちです。

近年、理解が進みつつあるものの、異性を好きになるのが普通でそれ以外は受け入れない、といった固定概念や偏見を持つ人は、いまだに少なくありません。

「にじいろのまち」へ

私たち一人ひとりのセクシュアリティは、それぞれが持つ個性です。誰もが持っている個性を、少数派であるが故に理解してもらえず、ありのままの自分を受け入れられない、日々の生活に不安や困難を感じるなど、生きづらさを抱えている人たちがいます。

すべての人がセクシュアリティの違いを認め合い、誰もが自分らしく安心して暮らせる、そんな「にじいろのまち」を高知市はめざしています。

